我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得 のひとり親世帯を見舞う観点から、臨時的な給付措置として実施する我孫子 市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金(以下「給付金」という。)の支給 事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

- 第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(本市が支給しようとする給付金に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。 次項において同じ。)又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。)とする。
  - (1) 令和5年3月分の児童扶養手当(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当をいう。以下同じ。)の支給を市長から受ける者(以下「児童扶養手当受給者」という。)
  - (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、次のいずれかに該当するものであって、第6条第1項の規定による申請(以下「支給申請」という。)をする日(以下「申請日」という。)において本市に居住するもの(以下「公的年金給付等受給者」という。)
    - ア 法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)
    - イ 法第6条第1項の認定を受けた場合には法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなる者であって、別表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの
    - (3) 次のいずれかに該当する者であって、申請日において本市に居住するもの(以下「家計急変者」という。)
      - ア 支給申請があった時点において、令和5年3月分の児童扶養手当

に係る法第6条第1項の認定を受けていない受給資格者(前号イに 該当する者を除く。)

- イ 法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、別表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの
- 2 我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施 要綱(令和5年告示第131号)に基づき支給される給付金(以下「ひとり 親世帯以外給付金」という。)の支給の決定を既に受けている者又はひとり親 世帯以外給付金に相当するものの支給を他の都道府県、市又は福祉事務所を 設置する町村が決定した者については、当該者が前項第2号に規定する公的 年金給付等受給者又は同項第3号に規定する家計急変者に該当する者であっ ても、支給対象者には含まないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の各号に該当する ときは、当該支給対象者の法第4条に定める要件に該当する児童(以下「監 護等児童」という。)であった者に支給する。ただし、既に当該支給対象者に 対し給付金が支給されている場合は、この限りでない。
  - (1) 児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者(法第13条の2支 給停止者に限る。)であって、令和5年3月1日以後に死亡したもの
  - (2) 公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者を除く。)であって、令和5年3月28日以後に死亡したもの
  - (3) 家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの

(給付金の額)

第3条 この要綱に基づき支給する給付金の額は、支給対象者1人につき1回に限り50,000円とする。ただし、支給対象者に監護等児童が2人以上ある場合は、当該監護等児童のうち1人を除いた監護等児童1人につき50,000円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

- 第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行う。
- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を 届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、 速やかに給付金の支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給 する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

- 第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な事情がある場合に限り、第3号に掲げる方式により行う。
  - (1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和5年3月分の児童扶養手当振 込時における指定口座に振り込む方式
  - (2) 指定口座振込方式 前条第3項の規定による支給決定までに、児童 扶養手当受給者が市長に指定口座を届け出た場合に、市長が当該指定 口座に振り込む方式
  - (3) 窓口現金受領方式 本市の窓口において現金で支給する方式 (公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請及び支給 の方式)
- 第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の支給を受けよ うとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める我孫子市ひとり親子育 て世帯生活支援特別給付金申請書(以下「申請書」という。)により、令和 6年2月29日(以下「申請期限」という。)までに、市長に申請しなければ ならない。
- 2 申請者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な事情がある場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。
  - (1) 指定口座振込方式 申請者から指定された金融機関の口座に振り込

む方式

- (2) 窓口現金受領方式 本市の窓口において現金で支給する方式
- 3 市長は、支給申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに別に定める収入見 込額の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の収入を証する書類を提出さ せること等により、申請者が第2条第1項第2号又は第3号に規定する要件 を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 市長は、支給申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 支給申請は、支給対象者が指定した者その他市長が適当と認める者に 限り、代理により行うことができる。

(申請者に対する支給の決定)

第8条 市長は、申請期限までに支給申請があったときは、速やかにその内容 を審査し、支給の可否を決定し、支給を決定したときは、申請者に対し、給 付金を支給する。

(給付金の支給不能等の場合の取扱い)

- 第9条 市長が、第4条第3項の規定により給付金の支給の決定を行った後、 第5条に規定する方式により給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわら ず、口座の解約、変更等により令和6年3月31日までに給付金を支給する ことができない場合は、当該支給の決定を取り消し、給付金は支給しないも のとする。
- 2 市長が、前条の規定により給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他申請者又はその代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われないときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 給付金の支給を受けた者が給付金の支給を受けた後に支給対象者の 要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により給 付金の支給を受けたときは、市長は、当該給付金の支給を受けた者に対し、 既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金 の支給を受けた者に係る第10条に規定する給付金の返還については、同日 後もなおその効力を有する。

## 別表 (第2条関係)

1 当該者(法第4条第1項第 1号ロ又は二に該当し、かつ、 母がない児童、同項第2号ロ 又は二に該当し、かつ、父 ない児童その他児童扶養手当 法施行令(昭和36年政令第 405号)に定める児童の養 育者を除く。) 受けたときは、児童扶養手当法施行令第 2条の4第6項に定めるところにより、 当該者が当該費用の支払を受けたものと みなして、収入の額を計算するものとす る。) であること。

2 当該者(前項の左欄に規定 する養育者に限る。) 法第9条の2に規定する児童扶養手当の 支給制限限度額に相当する収入額未満 (収入には、当該者が非課税の公的年金 給付等を受給している場合にあっては、 その受給額を含む。)であること。

3 当該者の配偶者又は当該者 が父若しくは母である場合に あっては当該者の扶養義務名 (民法(明治29年法律第89 号)第877条第1項に規定 号)第877条第1項に規定 する扶養義務者をいう。以同 する扶養義務者をと生計を 同じするもの若しくはあって 養育者の扶養義務者でその 養育者の生計を維持するもの

法第10条又は第11条に規定する児童 扶養手当の支給制限限度額に相当する収 入額未満(収入には、左欄に掲げる者が 非課税の公的年金給付等を受給している 場合にあっては、その受給額を含む。)で あること。